

非常勤職員（業務改善補助職員）の募集について

総務省関東管区行政評価局では、国、地方の業務改善の補助及び行政相談業務の補助等を行う非常勤職員（業務改善補助職員）の募集を行います。募集要領は次のとおりです。

●募集要領

職名	業務改善補助職員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任命権者又は所属長が指示する事項に関すること（電話又は来訪等による行政に関する苦情等の受付・処理業務など） ・ 国、地方の業務改善の補助に関すること ・ 行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助に関すること ・ 行政に関する苦情等の受付・処理の補助に関すること
募集人員	1人
応募資格	<p>以下の条件を満たしている方</p> <p>1 国ないしは地方行政について知識と経験を有し、行政運営の改善に熱意を有していると認められる者 ただし、国ないし地方行政について経験を有しない場合であっても、民間において苦情の受付・処理の経験を有する者も含む</p> <p>2 PC操作（ワード、エクセル等）の経験を有していること。</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので、御了承ください。</p> <p>1 日本国籍を有しない者</p> <p>2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>3 平成11年改正前の民法の規定による準禁産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</p>
勤務時間	原則8時30分から17時15分まで（土日休日を除く）（休憩時間：12時00分～13時00分） 週4日勤務
勤務地	神奈川県横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎3階 神奈川行政評価事務所
雇用期間	令和8年6月1日から9年3月31日まで。採用後、原則として1か月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日（毎月末日締切翌月支払）
賃金	概ね日給14,886円 ※期末・勤勉手当：有（当方規定による）
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給（当方規定による。）
退職手当	無
加入保険等	雇用保険 社会保険（国家公務員共済組合制度（短期給付）が一定条件下で適用されます。）
住宅	無 住居手当無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市販の履歴書（顔写真貼付）に必要事項を記載し、下記送付先まで郵送又は電子メール（ファイル形式はPDFとします。）により提出してください。（応募締切り：令和8年4月14日（火）15時必着） ・ 郵送で応募する場合は、封筒に「業務改善補助職員応募」と朱書きし、電子メールで応募する場合は、件名を「業務改善補助職員応募」としてください。 ・ 電子メールでの応募には、受領確認の返信をいたします。メール送付後3～4日経過しても返信がない場合は、下記連絡先までご連絡ください。 ・ 書類選考の上、通過者の方に対してのみ、令和8年4月22日（水）15時までに、面接日時等の御連絡を差し上げます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募の秘密については厳守いたします。応募書類は返却いたしません。（責任を持って廃棄いたします。） ・ 採用者にあつては国家公務員法の適用を受けます。 ・ 雇用期間後については、勤務成績が一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

〔勤務希望地〕	〔履歴書の送付先〕	〔連絡先〕
神奈川	【郵送】 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎3階 【メール】 kanagawa.saiyou★soumu.go.jp	神奈川行政評価事務所 非常勤職員採用担当 TEL 045-641-2832

※送付の際は、メールアドレスの「★」を「@」に置き換えてください。